医療機関各位

事務連絡

生活保護における検診命令への協力依頼について

平素より、本市の生活保護行政に深いご理解とお力添えを賜り、心より御礼申し上げます。生活保護における検診命令について、以下の通り取扱いを変更いたしましたので、ご協力をお願いいたします。

1.検診命令とは

　福祉事務所が、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命じ、検診結果をもとに治療の必要性や就労可否について判断するものです。

生活保護法による保護の実施要領について　局第11-4

（１）検診を命ずべき場合

次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁（指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。）の技術的助言をもとめること。

ア　保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無に疑いがあるとき。

イ　障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。

ウ　医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。

エ　現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。

オ　介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。

カ　現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。

キ　自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。

ク　その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

2．取扱い変更について

　これまで本市では、検診命令は５つの公的医療機関に限定して依頼させていただいておりましたが、各医療機関の負担が大きく検診命令の受け入れが難しい場合も出てきました。

生活保護法による保護の実施要領では、公的医療機関に限定する記述はすでに削除されており（社援発0329第59号　平成25年3月29日　厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知））、本市でも公的医療機関に限った取扱いを廃止することとしました。

　実施につきましては、通常診療の妨げにならないよう、事前にご連絡し、日程調整したうえで要保護者へ診療を促しますので、ご協力をお願いいたします。

3．検診命令の流れ

①福祉事務所から電話で依頼し、日程調整を行います。

②要保護者が受診します。書類を持参しますので、ご記入お願いいたします。

　・病状調査結果報告書→診察結果を項目に従ってご記入ください。

　・診察料・検査料請求書→診察料・口座情報等をご記入ください。

　　※検診料は診療方針及び診療報酬の例によるものとします。

　　※診療内訳のわかる添付書類（診療報酬明細書の写し等）もご提出ください。

③記入した書類を福祉事務所へ提出します。

④結果をもとに福祉事務所にて協議します。必要に応じ、病状調査のお願いをすることがあります。

個別の事案については、担当している福祉事務所へご連絡ください。

熊本市役所　保護管理援護課

担当：伏見（ふしみ）

TEL：096-328-2299